

## (別紙2)

### 論文審査の結果の要旨

氏名 小嶋 茂穎

中央と地方の関係を検討する上で、戦国時代に成立した領域国家のレベル（1）やいわゆる都市国家のレベル（2）、さらにその下位のレベル（3）は、常に念頭におくべき領域である。とくに、戦国時代の領域国家のレベルは、日本などに比較すれば、通常中央として議論してもいいほどの広大さをほこる。本論文は、この（1）のレベルを管轄する州が後漢時代においてはたしていた役割を検討したものである。（1）をやや細分したものとして成立した郡を監察する機関であった州が、統治機構において常に重要な位置にあつたことを社会政策の検討を通して明らかにし、にもかかわらず、この州が後漢の制度的地位があくまで低かった理由を問う。郡県制に封建の意を遇する郡国制のたてまえから、実質郡国も郡県に等しいとの名目がたてられず、結果として州刺史は制度的には監察官としての地位にとめおかれたという推論、州刺史が郡県制的秩序をとびこえて亭と結びついていたなどの指摘は興味深い。この点、後漢政権を豪族連合政権とみなしてきた先行研究に対し、郡県制的機構を掌握したことの意味を重視すべきだという論文提出者の主張に關わる。先行研究を丹念に整理して問題点を抽出し、自己の推論に關連づける手法は手堅い。ただ、論文提出者の、州という機構を通して中央の意向が反映される面と、この州が地方としてもつ意味の両面を見つつ、前者を主たる検討対象とする姿勢が、多岐にわたる先行研究の成果を整理する上で、より明確な形で表現される必要があったとの指摘が審査者から示されている。

しかし、史料が限られた中で、進められた検討は多岐にわたり、かつ實に堅実である。その上で、州という機関に注目しつつ進めた検討結果は、中国古代史研究を新たな段階に導くものとして、高く評価できる。よって、審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位に値するとの結論に達した。